

令和元年度

財政健全化審査及び
経営健全化審査意見書

菊池市監査委員

菊監第57号
令和2年8月17日

菊池市長 江頭 実 様

菊池市監査委員 宮川 貞雄

菊池市監査委員 泉田 栄一郎

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された、令和元年度菊池市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算における財政健全化判断比率並びに公営企業決算における資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査しましたので、その結果について、次のとおり意見を提出します。

目 次

ページ

財政健全化審査

財政健全化審査意見・・・・・・・・・・・・・・・・	1
---------------------------	---

経営健全化審査

水道事業会計経営健全化審査意見・・・・・・・・	3
公共下水道事業特別会計経営健全化審査意見・・・・・・・・	4
特定環境保全公共下水道事業特別会計経営健全化審査意見・・・・・・・・	5
地域生活排水処理事業特別会計経営健全化審査意見・・・・・・・・	6
農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見・・・・・・・・	7

令和元年度菊池市財政健全化審査意見

第1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の期間

令和2年7月30日から令和2年8月3日まで

第3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、本市における各比率及び早期健全化基準は、下表のとおりである。

健全化判断比率	令和元年度 (%)	早期健全化基準 (%)	備 考
実質赤字比率	—	12.80	
連結実質赤字比率	—	17.80	
実質公債費比率	10.5	25.0	
将来負担比率	4.0	350.0	

※ 実質赤字比率・連結実質赤字比率は、黒字のため「—」表示となっている。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

令和元年度決算における実質赤字比率は、実質収支額が44,974千円の黒字となるため記載すべき比率はなく、早期健全化基準の12.80%を下回っている。

(2) 連結実質赤字比率について

令和元年度決算における連結実質赤字比率は、一般会計に特別会計等を含めた連結実質収支額が872,495千円の黒字となるため、記載すべき比率はなく、早期健全化基準の17.80%を下回っている。

(3) 実質公債費比率について

令和元年度決算における実質公債費比率は10.5%となっており、前年度の9.5%と比較すると1.0ポイント上昇しているが、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

(4) 将来負担比率について

令和元年度決算における将来負担比率は4.0%となっており、前年度の比率なしから上昇しているが、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和元年度菊池市水道事業会計経営健全化審査意見

第1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の期間

令和2年7月30日から令和2年8月3日まで

第3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、当該比率及び経営健全化基準は、下表のとおりである。

比 率 名	令和元年度 (%)	経営健全化基準 (%)	備 考
資金不足比率	—	20.0	

※ 資金不足を生じていないため「—」で表示している。

2 個別意見

(1) 資金不足比率について

令和元年度水道事業会計決算において、流動負債が流動資産を超える額（資金不足額）はなく、資金剰余額が494,683千円発生しており、資金不足を生じていない。したがって、記載すべき比率はなく、経営健全化基準の20.0%を下回っている。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和元年度菊池市公共下水道事業特別会計経営健全化審査意見

第1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の期間

令和2年7月30日から令和2年8月3日まで

第3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、当該比率及び経営健全化基準は、下表のとおりである。

比 率 名	令和元年度 (%)	経営健全化基準 (%)	備 考
資金不足比率	—	20.0	

※ 資金不足を生じていないため「—」で表示している。

2 個別意見

(1) 資金不足比率について

令和元年度公共下水道事業特別会計決算において、資金不足額はなく、資金不足を生じていない。したがって、記載すべき比率はなく、経営健全化基準 20.0%を下回っている。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和元年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計経営健全化審査意見

第1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の期間

令和2年7月30日から令和2年8月3日まで

第3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、当該比率及び経営健全化基準は、下表のとおりである。

比 率 名	令和元年度 (%)	経営健全化基準 (%)	備 考
資金不足比率	—	20.0	

※ 資金不足を生じていないため「—」で表示している。

2 個別意見

(1) 資金不足比率について

令和元年度特定環境保全公共下水道事業特別会計決算において、資金不足額はなく、資金不足を生じていない。したがって、記載すべき比率はなく、経営健全化基準の20.0%を下回っている。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和元年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計経営健全化審査意見

第1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の期間

令和2年7月30日から令和2年8月3日まで

第3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、当該比率及び経営健全化基準は、下表のとおりである。

比 率 名	令和元年度 (%)	経営健全化基準 (%)	備 考
資金不足比率	—	20.0	

※ 資金不足を生じていないため「—」で表示している。

2 個別意見

(1) 資金不足比率について

令和元年度地域生活排水処理事業特別会計決算は歳入歳出差引不足額7,455千円を生じているが、これは地方公営企業法適用に伴う打切決算により国庫支出金が収入未済(16,269千円)となっていることなどに起因するもので、同収入未済額は、これを引き継ぐ同法の規定による特別会計において未収金として計上されている。したがって、資金不足額はなく、資金不足を生じていないため、記載すべき比率はなく、経営健全化基準の20.0%を下回っている。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和元年度菊池市農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見

第1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の期間

令和2年7月30日から令和2年8月3日まで

第3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、当該比率及び経営健全化基準は、下表のとおりである。

比 率 名	令和元年度 (%)	経営健全化基準 (%)	備 考
資金不足比率	—	20.0	

※ 資金不足を生じていないため「—」で表示している。

2 個別意見

(1) 資金不足比率について

令和元年度農業集落排水事業特別会計決算において、資金不足額はなく、資金不足を生じていない。したがって、記載すべき比率はなく、経営健全化基準の20.0%を下回っている。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。